

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表（平成 25 年 12 月 5 日）した「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応し、お客さまとの継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

本ガイドラインには、以下のような内容が規定されています。

1. 保証契約時および保証契約期間中の対応

- (1) 中小企業が経営者保証を提供することなく資金調達を希望する場合に必要な経営状況とそれを踏まえた債権者（金融機関等）の対応について
- (2) 保証契約を締結する場合、保証契約の必要性等の説明や適切な保証金額の設定等に関して、債権者（金融機関等）に求められる対応について
- (3) 事業承継時等における既存の保証契約の適切な見直し等について

2. 保証債務の整理の際の対応

- (1) 経営者の経営責任の在り方について
- (2) 保証人の手元に残す資産の範囲についての考え方について
- (3) 保証債務の一部履行後に残った保証債務の取扱いに関する考え方等について

<問い合わせ先>

笠岡信用組合 業務部 融資課

TEL : 0865-62-3100